

千葉県香取市

令和3年10月25日

14時00分 発表

件名 「期日前投票所における投票していない選挙人の把握漏れ」について

概要 期日前投票所において、小選挙区の投票を済ませた後、比例代表と国民審査の投票をしなかった（投票用紙は交付していない）2名の選挙人の特定ができなかった事例が発生したので、次のとおりお知らせします。

1 発生日時 令和3年10月24日（日）午後1時から午後2時頃

2 発生場所 香取市小見川市民センター市民ギャラリー

3 内容、経過

期日前投票所において、小選挙区の投票用紙の交付を受けて投票を行った2名の選挙人に、比例代表と国民審査の投票用紙が未交付だったことが、午後2時頃の定期的な交付数チェックで判明しました。

本来は、未交付の選挙人を把握する必要がありますが、現在、この選挙人の特定には至っていません。

4 対策

取り急ぎすべての期日前投票所の投票管理者、投票立会人、事務従事者に注意喚起を行いました。

また、同日夕方より、再発防止として、期日前投票の投票動線のチェックを行い、投票しない選挙人を確実に把握するため、入場券を添付した連絡表を用いることに変更しました。

【問い合わせ先】

香取市選挙管理委員会

担当者 選挙管理委員会書記長 嶋崎

電話 0478-50-1227